

## 組合規約

大星ビル施設管理労働組合

〒112-0002 東京都文京区小石川 4-22-2

(小石川 4 丁目ビル内)

電話 03-5689-0406

FAX 03-3814-5291

## 目 次

第 1 章	総 则	(第 1 条～第 5 条)	2
第 2 章	組 合 員	(第 6 条～第 12 条)	2
第 3 章	役 員	(第 13 条～第 17 条)	3
第 4 章	機 関	(第 18 条～第 34 条)	4
第 5 章	争 議	(第 35 条～第 37 条)	7
第 6 章	統 制	(第 38 条～第 39 条)	7
第 7 章	組合規約改正 解散・合併・その他	(第 40 条～第 42 条)	8
第 8 章	会 計	(第 43 条～第 48 条)	8
第 9 章	付 則	(第 49 条～第 53 条)	9

## 第1章 総則

### 第1条（名称および所在地）

この組合は大星ビル施設管理労働組合(以下「組合」という)という。

この組合の主たる事務所を東京都文京区小石川4丁目22番2号小石川4丁目ビル内におく。

### 第2条（構成）

この組合は大星ビル管理株式会社および大星企業グループの従業員で組織する。

### 第3条（法人格）

この組合は法人とする。

### 第4条（目的）

この組合は組合員の団結と相互扶助によって労働条件の維持改善及び生活権の確保を図り、

組合員の社会的、経済的地位の向上に寄与することを目的とする。

### 第5条（事業）

この組合は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 労働条件の維持改善のための団体交渉。
2. 労働協約の締結、改廃並びにその他の目的のための団体交渉。
3. 苦情処理委員会の設置とその運営。
4. 組合員並びにその家族のための福利厚生事業。
5. 必要な調査及び研究と組合員の教育啓蒙。
6. 宣伝及び機関紙の発行。
7. 他団体との連絡提携。
8. その他、この組合の目的達成に必要な事業。

## 第2章 組合員

### 第6条（組合員の資格）

規約第2条の内、大星ビル管理株式会社の従業員で次の者は組合に加入できない

1. 部長以上の役付者及びこれと同格と認められた者。
2. 臨時雇員の者。

### 第7条（加入）

この組合に加入するときは、加入届に必要事項を記入し執行委員長に提出する。

### 第8条（脱退）

組合員はやむを得ない事情により脱退する場合は、理由を付し脱退届けを執行委員長に提出しなければならない。

### 第9条（権利）

組合員は平等に次の権利を有する。但し第38条により制裁を受け権利を停止された期間はこ

の限りではない。

1. すべての組合活動に参加し、組合の利益を平等に受ける権利。
2. 組合の全ての問題に自由に意見を述べ、かつ決議に参加する権利。
3. 組合役員を選挙し、組合役員に選挙される権利。
4. 組合役員を解任する権利。
5. 組合の各機関に対して報告を求め、これを自由に批判し、かつ意見を具申する権利。

#### 第 10 条（義 務）

組合員は平等に次の義務を負う。

1. 組合規約並びに決議事項を遵守し、統制に服すること。
2. 組合の各種会議に出席すること。
3. 組合の名誉を傷つけないこと。
4. 組合費を納入すること。

#### 第 11 条（資格の喪失）

組合員は、次の事項に該当したときのみ組合員たる資格を喪失する。

1. 死亡したとき。
2. 組合を除名されたとき。
3. 第 6 条の 1 及び 2 号に規定された職に就いたとき。
4. 退職したとき。

#### 第 12 条（資格の平等）

全ての組合員および組合加入資格のある何人も、人種、宗教、性別、身分、思想、信条等により差別的扱いを受ける事はない。

### 第 3 章 役 員

#### 第 13 条（役員と職責）

この組合に次の役員を置く。

- |  |     |
|--|-----|
| 1 執行委員長                                | 1 名 |
| 執行委員長は、組合を代表し組合業務を統括する。                |     |
| 2 副執行委員長                               | 3 名 |
| 副執行委員長は、執行委員長を補佐し委員長事故あるときはその職務を代行する。  |     |
| 3 書記長                                  | 1 名 |
| 書記長は、執行委員長を補佐し組合の日常業務を掌握する。            |     |
| 4 副書記長                                 | 1 名 |
| 副書記長は、書記長を補佐し組合の日常業務を掌握する。             |     |
| 5 執行委員                                 | 6 名 |
| 執行委員は、各部（会計、組織調査、教育宣伝、福利厚生）を担当し組合活動の企画 |     |

立案及び執行に当たる。

6 会計監査 2 名

会計監査は、会計を監査する。

第 14 条 (役員の任期)

役員の任期は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとし再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は補充する事ができる。補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員の任期が満了しても、後任者にその業務の引継ぎが完了するまではその任務を行わなければならない。

第 15 条 (役員の選出)

1 役員の選出は、組合員の中から組合員の直接無記名投票によって選出する。

2 選挙(選出)に関する事項は、別に定める選挙規定による。

第 16 条 (役員の解任)

役員は、次の各号に該当する場合の他は、任期途中において解任されることはない。

1 組合員でなくなったとき。

2 第 23 条大会決議により解任されたとき。

3 第 17 条により辞任が認められた場合。

第 17 条 (役員の辞任)

1 役員が辞任しようとする場合は、その理由を書面に記し執行委員長へ届け出、許可を得なければならない。

2 執行委員長が辞任しようとする場合は、第 23 条 1 項 3) による決議しなければならない。

## 第 4 章 機 関

第 18 条 (機 関)

この組合に次の機関を置く

1 大会

2 評議会

3 執行委員会

4 その他（苦情処理委員会等）

第 19 条 (大 会)

1 大会は、組合の最高決議機関であり、全組合員を持って構成する

2 大会は、定期大会と臨時大会とする。

3 定期大会は、毎年 9 月に開催し、執行委員長が期日の 1 週間前までに議案を提示して召集する。

4 前項の他、組合員の 3 分の 1 以上が目的事由を示して請求した場合、評議会が必

要と認めたとき、及び執行委員長が必要と認めたときは臨時大会を召集する。

#### 第20条（大会の付議事項）

大会に付議する事項は次の通りとする。

- 1 運動方針
- 2 予算及び決算
- 3 労働協約、組合規約の改正
- 4 組合費の決定及び変更並びに臨時金の徴収
- 5 特設した基金の流用
- 6 役員の解任と執行委員長の辞任
- 7 組合員の懲戒
- 8 上部団体への加入、脱退
- 9 組合の解散と合併
- 10 争議行為の開始
- 11 その他組合の目的達成のため必要な事項

#### 第21条（大会成立の要件）

- 1 大会は組合員の2分の1以上の出席により成立する。
- 2 組合員がやむを得ない理由にて大会に出席できないときは委任出席を認める。

#### 第22条（大会の議長団）

大会の議長団は、議長1名、副議長1名、書記1名とし、その都度大会で選出する。

#### 第23条（大会の決議）

大会の付議事項の決議については、出席組合員の過半数の賛成を要し、可否同数の場合は議長が決める。

但し、次の各号は前組合員の過半数以上の賛成により可決され、その採決は組合員の直接無記名投票によらなければならない。

- 1 賛成が全組合員の2分の1をこえなければならないもの
  - 1) 組合規約、労働協約の改正
  - 2) 組合費の決定及び変更並びに臨時金の徴収
  - 3) 役員の解任と執行委員長の辞任
  - 4) 組合員の懲戒
  - 5) 上部団体への加入、脱退
  - 6) 争議行為の開始
- 2 賛成が全組合員の4分の3を超えないなければならないもの
  - 1) 組合の合併、解散

#### 第24条（評議会）

評議会は、大会に次ぐ決議機関であり、原則として執行委員とブロック毎職場より選出された職場委員を評議委員として構成され、大会付議事項の決定と大会の決議に従って事業

方針を決定し、次の事項を付議する。

- 1 大会議案の審議決定
- 2 経過報告
- 3 組合員に関する事項
- 4 諸規定の運用及び改廃に関する事項
- 5 その他

#### 第 25 条（評議会の招集）

評議会は、執行委員長が年 2 回招集し開催する。但し次の各号に該当するときは、執行委員長が直ちに召集することができる。

- 1 執行委員長が必要と認めたとき
- 2 職場委員の 3 分の 1 が必要と認めたとき
- 3 執行委員会が必要と認めたとき
- 4 緊急に組合員の直接無記名投票による総意を発表するとき

#### 第 26 条（評議会の成立）

評議会は、評議委員の 3 分の 2 以上の出席を得て成立する。

但し、評議委員たる職場委員がやむを得ない理由にて出席できない場合は、そのブロック内組合員の代理出席を認める。

#### 第 27 条（評議会の議決）

評議会の議事における決議は、出席者の過半数の賛成を要する。

#### 第 28 条（職場委員選出）

- 1 職場委員は、職場ブロックを代表し、組合の決議に参加する
- 2 職場委員の選出は、職場ブロック毎における組合員の直接無記名投票により選出する
- 3 選挙（選出）に関する事項は、別に定める選挙規定による
- 4 職場ブロックの区割りについては、組合員の勤務状況を考慮し、著しく不均等にならないよう執行委員会において必要に応じて見直しをはかり、評議会に報告する。

#### 第 29 条（執行委員会）

執行委員会は、大会、評議会の決議事項を執行するとともに、次の事業を行う。

- 1 大会及び評議会を開催する事項
- 2 大会及び評議会に付議する事項
- 3 組合活動の指導に関する事項
- 4 労使協議会に関する事項外部団体との連絡及び情報収集に関する事項
- 5 その他第 5 条の事業達成に必要な事項
- 6 前項 1～5 によって処理した事項は評議会に報告する

#### 第 30 条（執行委員会の構成と招集）

執行委員会は、執行委員長、副執行委員長、書記長、副書記長、執行委員で構成し、執行委員長が適時召集する。

### 第31条（議長）

執行委員会の議長は執行委員長とする。

### 第32条（苦情調整委員会）

苦情調整委員会は、会社と個々の組合員との間に苦情が起きた場合に調整するための機関であって、苦情とは次に挙げるものをいう。

- 1 労働時間に関する苦情
- 2 転勤、出向、休職、解雇、職種変更及び賞罰に関する苦情
- 3 昇給及び昇格に関する苦情
- 4 管理及び監督に関する苦情
- 5 その他、規則の解釈及び適用に関する苦情

### 第33条（苦情調整委員会の構成と開催）

- 1 苦情調整委員会は、苦情が起きた場合、執行委員会で指名されたものが調整委員に当り、会社と協議または交渉する
- 2 苦情調整委員は、原則として5名とし経過報告が必要な場合は、執行委員会、評議会へ報告する
- 3 前項によって解決不能の苦情を処理するため会社との団体交渉議題とすることができる

### 第34条（機密保持）

苦情調整委員は、苦情調整委員会で知りえた苦情調整に関する機密事項を漏洩してはならない。

## 第5章 争議

### 第35条（争議の決議）

争議行為の開始は、規約第23条1項6号による決議をした時のみできる。

### 第36条（闘争委員会）

組合が争議行為に入った場合は、速やかに闘争委員会を設ける。

### 第37条（闘争委員）

闘争委員は、評議会または、大会の承認を得て執行委員がこれに当たる。

## 第6章 統制

### 第38条（制裁）

組合員が、組合の規約および組合の決議に違反し、組合の統制ある活動を害したときは、規約第23条1項4号により制裁を受ける。

2. 制裁は次の3種とする。

- 1) 戒告
- 2) 資格停止
- 3) 除名

#### 第39条（弁明）

前条の決議に際して、当該組合員はあらかじめ各機関において弁明の機会を与えられなければならない。

### 第7章 組合の規約改正、解散、合併、その他

#### 第40条（規約の改正）

組合の規約改正は、規約第23条1項1号により全組合員の過半数の賛成を得なければならぬ。

#### 第41条（解散と合併）

組合の解散。または他の組合との合併をするときは、規約第23条2項1号により全組合員の4分の3以上の賛成を得なければならぬ。

#### 第42条（上部団体への加盟、脱退）

組合が同業種の上部団体への加入、脱退または他の組合との連合体を結成するときは、規約23条1項5号により、全組合員の過半数の賛成を得なければならぬ。

### 第8章 会計

#### 第43条（経費）

1 この組合の経費は次の収入をもってこれにあてる。但し寄付金を受けるときは執行委員会へ報告しなければならない。

- 1) 組合費
- 2) 臨時費
- 3) 事業収入金
- 4) 寄付金
- 5) その他の収入

2 組合費の決定、変更または臨時費の徴収は、規約23条1項2号により、全組合員の過半数の賛成がなければできない。

#### 第44条（組合費）

- 1 この組合の組合費は、月額基準賃金の0.9%とし、毎月月末までに納入しなければならない。
- 2 この組合の臨時費は、大会の決議を得て徴収する。
- 3 納入した組合費および臨時費は、一切返却しない。

4 休職者の組合費および臨時費は、その期間中免除する（休職月3ヶ月を過ぎた場合）ことがある。

**第45条（会計年度）**

この組合の会計年度は、毎年9月1日より始まり翌年8月31日までとする。

**第46条（予算と決算）**

この組合の予算と決算は、会計年度毎に大会の承認を得なければならない。

**第47条（会計監査）**

1. この組合の全ての会計は、会計年度毎に書類を作成し、組合より委嘱された職業的に資格のある監査人によって、正確であるとの証明書を付して大会に報告し、承認を得なければならない。

2. 前項の他、会計監査役員は隨時会計を監査できる。

**第48条（会計処理規定）**

この組合の会計処理に必要な事項は、会計処理規定に定める。

## 第9章 付 則

**第49条（調査・活動）**

この組合の調査・活動に関する保障事項は、活動保障規定によって定める。

**第50条（慶弔見舞金）**

組合員に慶弔事由があったときは、慶弔見舞金規定により、慶弔見舞金が支給される。

**第51条（共済慶弔金）**

組合員に慶弔事由があったときは、前項とは別に全労済の慶弔共済規定に基づき、共済金が支給される。なお、この共済保険料は、組合費から拠出する。

**第52条（定め無き事柄）**

この組合規約に定め無き事柄または疑義が生じた場合は、執行委員会にて取りまとめ、大会または評議会にて決定する。

**第53条（規約の制定、改廃）**

制定	2005年10月1日
改正 1	2007年10月1日